

# 税の徴収システムと今後の展開について

—電子申告および国・地方の連携を中心として—

*About the collection system of tax and the development from now on*

—Mainly on the electronic tax filing and the cooperation with national and local governments —

壁谷 順之

Nobuyuki Kabeya

## 要 旨

近年、税務申告等を取り巻く環境が急速に進展している。政府の規制改革推進会議は、ICT(情報通信技術)を活用した納税手続きの簡素化を求めている。目下のところ、財務省と国税庁は、企業が税務申告する際の国税電子申告・納税システム(e-Tax イータックス)を義務化する方向性で検討している(2019年度実施予定)。こうした動きは、いずれも公民の税務作業を効率的に実施していくことを目的としている。一方で、地方税においてもポータルシステム(eLTAX エルタックス)が導入されており、利用件数は年々増加している。このように、国・地方の徴収システムの共存について、現在ではどのように検討していくべきなのか。地方分権、あるいは地方創生の現代社会の枠組みにおいて、国・地方の連携の方向性を考察していくことが本稿の問題意識である。税務行政の効率化は従来から視野に入っている課題であり、本稿ではこうした現状と課題を整理し、今後の展開について論じていく。

## 1. はじめに

納税者が税の申告・納付を行う際、IT化の導入によって利便性が高まっている実情は周知の通りである。徴収する側の政府や自治体にとっても、行政の効率化は重要な課題であることから、IT化の進展は双方にとって意義が大きい。こうした中、政府・規制改革推進会議は、ICT(情報通信技術)を活用した納税手続きの簡素化を求めている。また、財務省と国税庁は、企業が税務申告する際の国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」)を義務化する方向性で検討している。一方で、地方税においてもポータルシステム(以下「eLTAX」)の利用件数は年々増加している。このように、国・地方の徴収システムの共存について、どのように検討していくべきなのか。本稿ではこうした現状と課題を整理し、今後の展開について論じていく。

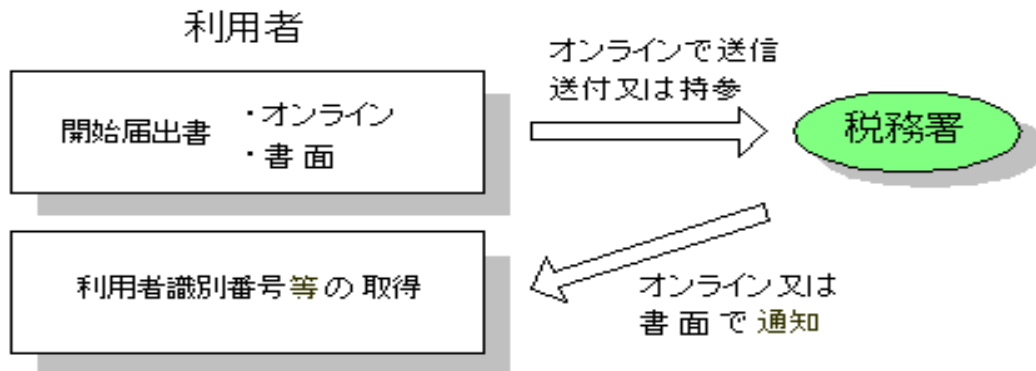
## 2. 電子申告・納税の現状

### 2.1. e-Tax(イータックス)の概要

我が国における税の申告・徴収業務は、2004 年に e-Tax が導入されて以降<sup>1</sup>、その普及・拡大に向けた取り組みが推進されてきている。その目的は、納税者サイドの利便性向上だけでなく、税務行政サイドの業務の効率化が求められている。

e-Tax の利便性とは、利用者が自宅や会社などにおいてインターネットを利用して申告や納税が行える点である。利用可能な税目は、申告の場合には所得税<sup>2</sup>、贈与税、法人税、消費税、酒税、印紙税などである。また、納税の場合には全税目について可能である。利用できる人は、納税者本人はもちろん、税理士等の業務を行うことができる者も含まれる。e-Tax を利用するにあたっては、本人確認を行う関係上、マイナンバーカードや住民基本台帳カードに組み込まれている電子証明書を取得する必要がある。さらに、電子証明書を発行する認証機関によっては、電子証明書が IC カードに組み込まれている IC カードリーダーや専用ソフトが必要となる。これらの準備が整った上で、利用開始のための手続きを示したものの図表 1 である<sup>3</sup>。

図表 1 e-Tax 利用開始の手続き(一部抜粋)



出所) 国税庁ホームページより引用。

e-Tax を利用しようとする者は、電子申告・納税等開始届出書(以下「開始届出書」)を事前に所轄税務署に提出する必要がある。開始届出書をオンラインで送信(提出)した場合は、税務署より利用者識別番号等を取得することができる。これらを経て、e-Tax 専用ソフト等を利用して実際にログインしていくことになる。なお、利用開始後は、暗証番号の変更、納税用確認番号の登録、電子証明書の登録などが必要となってくる。

## 2.2. eLTAX (エルタックス)の概要

税務行政の IT 化は、国だけでなく地方においても同様なシステムが実施されている。地方税では、一般社団法人地方税電子化協議会(以下「地電協」)が運営するポータルシステム「eLTAX エルタッ

<sup>1</sup> 2004 年 2 月、名古屋国税局管内の納税者を対象に開始したことが最初である。その後、順次対象地域や手続きを拡大した経緯がある。

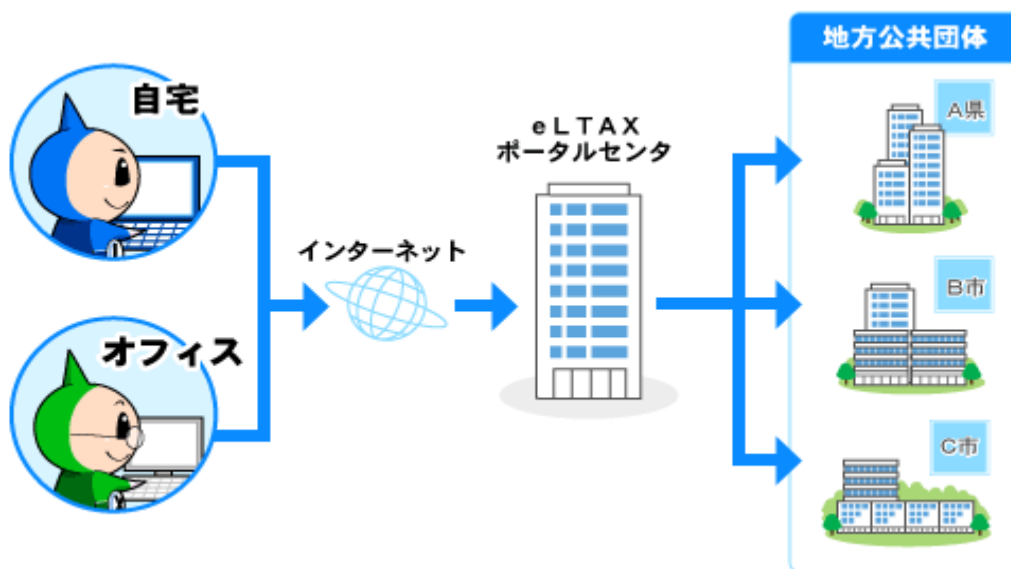
<sup>2</sup> 所得税には復興特別所得税を含む(ただし、納税者が死亡した場合の準確定申告は除く)。

<sup>3</sup> 詳細な手続きについては、国税庁ホームページに記載されているため該当箇所を参照。

クス」が導入されている<sup>4</sup>。言うまでもなく、国税 e-Tax の地方版としての存在感がある。2005 年 1 月、6 府県による電子申告サービスが eLTAX を通じて開始され、その後は加入自治体が全都道府県、さらには 2010 年 4 月に全市町村が加入することによって、地方税務行政の中核的な存在となっている。また、従来の電子申告サービスに加えて、住民税の公的年金からの特別徴収にかかるデータ送受信も 2009 年 10 月より開始された。

eLTAX の利用しようとする者は、e-Tax 同様に自宅や会社などからインターネット経由で申告手続きを行うことができる。その際、PC から eLTAX 対応ソフトウェアを使用して申告データが送信される(図表 2 参照)。

図表 2 eLTAX による申告書作成・送信



出所) 地方税電子化協議会ホームページより引用。

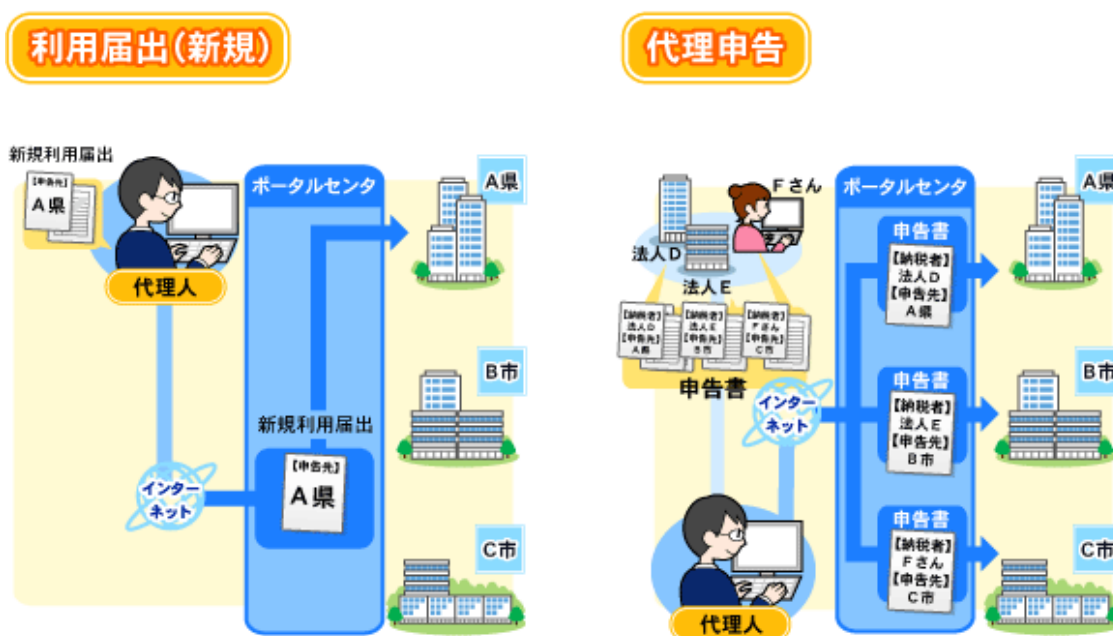
同協会によると、手続きの概要は次の通りである。まず、利用者が eLTAX を通じて送信された申告データは、eLTAX ポータルセンタによって受付処理が行われ、提出先となる各自治体(例:A 県、B 市、C 市など)へデータが送信される。なお、申告データは、提出先ごとに作成する必要があるものの、各々で利用届出(新規)を新たに行う必要はない(ただし、「利用届出(変更)」で提出先となる地方公共団体を追加)。また、申告税目を追加する場合も、利用届出(変更)によって対応可能となる<sup>5</sup>。

さらに、eLTAX では申告者本人だけでなく、税理士などが代理申告することも可能である(図表 3 参照)。この点も e-Tax と同様である。

<sup>4</sup> 同団体は、2003 年 8 月に都道府県および政令市の参加のもとに任意団体として発足し、2006 年 4 月に社団法人化し、現在に至っている。

<sup>5</sup> 具体的に、利用届出(変更)は eLTAX ポータルセンタへ送信するだけで可能である。

図表 3 eLTAX による代理申告



出所) 国税庁ホームページより引用。

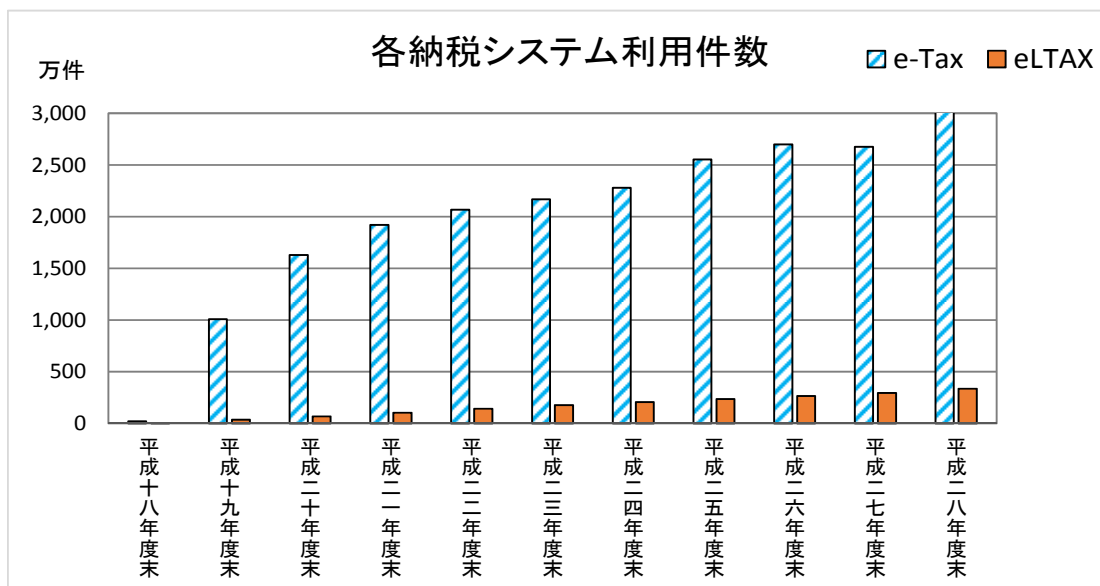
同協会によると、代理申告の概要は次の通りである。代理申告を行う代理人は、主に申告書等を提出する各自治体(例:A 県、B 市、C 市など)に利用届出(新規)を行い、代理人自身の利用者 ID を取得する。利用者 ID を 1 つ取得すれば、利用届出を提出していない他の地方公共団体に対しても代理行為を行えるようになる<sup>6</sup>。ただし、この場合、関与先納税者(例:法人 D、法人 E、個人 F さんなど)については、各々が利用者 ID を取得し、提出先の地方公共団体に対して申告税目を利用届出している必要がある。

### 2.3. 各システムの利用状況の現状

e-Tax および eLTAX の利用件数については、図表 4 に示す通りである。これによると、両システムともに導入直後(平成 18 年度)は利用件数が少なかったものの、e-Tax は平成 19 年度以降、次第に増加して直近(平成 28 年度)では約 3,000 万件を突破している。一方で、eLTAX は徐々に右肩上がり傾向にあるものの、e-Tax との件数の差は大きく引き離されている。ここでは両者の利用状況の効果がはっきりと伺える。

<sup>6</sup> 代理人による利用届出(新規)は、提出先ごとではなく、いずれかの自治体に一度だけで可能である。

図表 4 各システム利用件数の推移



出所) 国税庁および一般社団法人地方税電子化協議会のデータを基に作成。

注) 各年度末までの累計件数。

図表 5 自治体別の eLTAX 対応状況 (北海道より一部抜粋、2017 年 4 月 3 日時点)

団体コード	団体名	申告					特別徴収税額通知データ(電子署名無し)	特別徴収税額通知(電子署名有り)		申請・届出	電子納税	
		102 法人事業税 法人都道府 県民税	502 個人住民税	504 法人市町村 民税	513 固定資産税 償却資産	525 事業所税 541 事業所税家 屋貸付		提供の有無	提供の有無			開始年度 (予定)
		開始日	開始日	開始日	開始日	開始日		提供の有無	提供の有無			開始日
01000	北海道	2006/01/30	-	-	-	-	-	-	-	2010/04/01		
01100	北海道 札幌市	-	2007/12/17	2006/01/16	2006/01/16	2008/01/15	提供有り(決定通知のみ)	提供有り(決定・変更通知)	平成29年度	2008/03/24		
01202	北海道 函館市	-	2009/12/14	2011/12/19	2011/12/19	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2009/12/14		
01203	北海道 小樽市	-	2011/12/19	2011/12/19	2011/12/19	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2011/12/19		
01204	北海道 旭川市	-	2010/12/20	2010/12/20	2010/12/20	2010/12/20	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2010/12/20		
01205	北海道 室蘭市	-	2011/12/19	2011/12/19	2011/12/19	-	提供有り(決定通知のみ)	提供有り(決定・変更通知)	平成30年度	2011/12/19		
01206	北海道 釧路市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2013/11/25		
01207	北海道 帯広市	-	2010/12/20	2010/12/20	2010/12/20	-	提供無し	提供有り(決定通知のみ)	平成30年度	2010/12/20		
01208	北海道 北見市	-	2011/04/01	2011/04/01	2011/04/01	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2011/04/01		
01209	北海道 夕張市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-				2013/11/25		
01210	北海道 岩見沢市	-	2011/12/19	2011/12/19	2011/12/19	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2011/12/19		
01211	北海道 網走市	-	2010/12/20	2010/12/20	2010/12/20	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2010/12/20		
01212	北海道 留萌市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2013/11/25		
01213	北海道 苫小牧市	-	2013/11/25	2013/11/25	2014/12/22	-	提供有り(決定通知のみ)	提供有り(決定通知のみ)	平成28年度	2013/11/25		
01214	北海道 稚内市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-	提供有り(決定通知のみ)	提供無し		2013/11/25		
01215	北海道 美幌市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-				2013/11/25		
01216	北海道 芦別市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-	提供有り(決定・変更通知)	提供無し		2013/11/25		
01217	北海道 江別市	-	2010/12/20	2010/12/20	2010/12/20	-				2010/12/20		
01218	北海道 赤平市	-	2013/11/25	2013/11/25	2013/11/25	-	提供無し	提供無し		2013/11/25		
01219	北海道 紋別市	-	2012/11/26	2012/11/26	2015/08/24	-	提供有り(決定・変更通知)	提供無し		2012/11/26		
01220	北海道 士別市	-	2012/11/26	2012/11/26	2012/11/26	-	提供有り(決定通知のみ)	提供有り(決定通知のみ)	平成28年度	2012/11/26		
01221	北海道 名寄市	-	2012/11/26	2012/11/26	2012/11/26	-	提供無し	提供無し		2012/11/26		

出所) 国税庁および一般社団法人地方税電子化協議会のデータを引用(一部加工)。

図表 5 では、具体的に eLTAX を利用している自治体の事例を紹介している。例えば、都道府県コード順で最初に登場する北海道では<sup>7</sup>、県庁(道庁)所在地・札幌市をはじめ、函館市、旭川市など主要都市だけでなく多くの自治体が個人住民税などで導入されている様子が伺える。また、利用開始日については、早い自治体では eLTAX 開始から間もない 2006～07 年辺りや、2013～15 年の比較的最近に開始したばかりの自治体も見られる。ただし、電子納税は空欄が目立つことから、今後の取り組み課題であると推測できる。

### 3. 電子申告・納税の課題

前章までにおいて、国税および地方税の税務作業や行政が、IT 化の導入・推進によって利便性が大きく向上している様子を整理してきた。そこで、本章では電子申告・納税のあり方を整理するため、システム推進上の課題と税務行政上の課題に分けて論じていく。

#### 3.1. システム推進上の課題

これまで、電子システムの導入による実績は、利用件数の増加傾向からも十分に様子が伺える。では、今後さらにシステムを推進していく上で、考えられる課題はどのようなものが挙げられるのか。

eLTAX を管理・運営する地電協が設立された目的は、「地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与すること」である<sup>8</sup>。納税者の利便性向上については、国税・地方税ともに一定の成果は出ていると思われる。ただし、eLTAX の利用件数実績は、やはり e-Tax と比較すると伸び悩んでいると言わざるをえない気がする。そこで、システムの推進上の課題として、特に地方税を中心とした観点で整理する<sup>9</sup>。

第 1 は、地方税電子化によるメリットを普及させることである。この点は、主に利用者(納税者)サイドと国・自治体サイドの両者が当てはまる。後者については、国税との連携の箇所でも論じていくため、ここでは前者について見ていく。前章にて、地方自治体の電子システム対応状況(図表 5)を見てきたように、自治体間でシステム導入の差が生じている(導入時期の違いなど)。当然ながら、全国で見た場合にも、地域による差、つまり電子システムの利用ができない地域も存在する。一方で、個人・法人を問わず、利用者が電子システムを利用することによるメリットは何なのかを改めて整理する必要があると考える。西村(2009)は、納税者の利用の増大に連動して地方自治体の費用対効果も高まるという好循環にチェンジすることも期待できると説明している。eLTAX の利用件数を増加させるためにも、国・地方がさらなる PR をすることが肝要であり、利用者サイドでも理解に努めていく姿勢が求められるのである。

第 2 は、国税との連携を強めることである。これまでにも、総務省、国税庁、地電協の三者間で eLTAX を介した国税とのデータ連携によって、導入自治体のメリットは一層高まると指摘されてきてい

<sup>7</sup> 都道府県の団体コード順では、北海道(01)、青森県(02)、岩手県(03)・・・沖縄県(47)となっている。

<sup>8</sup> 西村(2009)、pp67 参照。

<sup>9</sup> 岡本(2010)、pp60-62、土屋(2011)、pp124-126、西村(2009)、pp67-73 等参照。

る。政府の規制改革推進会議は、ICT(情報通信技術)を活用した納税手続きの簡素化を求めている。特に、経済活動での生産性の向上や ICT 活用の観点で、添付書類の簡素化や事務手続きのコスト引き下げといった具体策の重要性を指摘している。実際に、地域によっては県税の様式や大店法の立地関係の様式等の統一化といった事例も見られ、推進の必要性は高まっている。国・地方の実情を踏まえた十分な協議の必要性を改めて検討すべきであると思われる。

第3は、代理送信の増加策である。前章で整理してきたように、e-Tax および eLTAX では税理士等による申告代理が可能となっている。そこで、税の専門家である当該職種を活用して、代理送信への取り組みが期待される。具体的に、土屋(2011)は税理士の業務独占という税理士法の趣旨を踏まえ、市町村と地元税理士会が十分協議の上、積極的に派遣税理士を確保して代理送信に取り組むことを指摘している。

### 3.2. 税務行政上の課題

前章の図表4において、システム利用件数の増加は順調と思われる一方で、税務行政サイドではどのような問題点が指摘されているのか。3.1節の地電協の設立目的の1つである「地方税務行政の高度化及び効率化」についても本節で整理していく。従来、税の徴収において指摘されるのが公平性や効率性といった観点である。特に、地方分権時代において、地方税の構造や税負担の決定方法を考慮すると、受益と負担の関係性を明らかにすることが重要である。林(2008)は、受益と負担の連動を可能にし、地方の財政責任を強化するためにも、地方税は地方自らが徴収することを原則とし、分権時代にふさわしい徴収システムを構築していくことが不可欠であると述べている<sup>10</sup>。

図表6 地方税徴収率の推移

＜道府県税＞			(単位:%)
区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成21年度	98.3	26.4	95.4
平成22年度	98.5	25.8	95.1
平成23年度	98.6	26.0	95.3
平成24年度	98.8	26.6	95.7
平成25年度	98.9	28.2	96.3
平成26年度	99.0	30.5	96.8

＜市町村税＞			(単位:%)
区分	現年課税分	滞納繰越分	合計
平成21年度	98.0	19.8	93.3
平成22年度	98.2	20.6	93.3
平成23年度	98.4	21.4	93.7
平成24年度	98.6	22.5	94.2
平成25年度	98.8	24.0	94.9
平成26年度	98.9	24.4	95.5

出所)総務省編『地方財政白書(平成28年版)』P.30を基に作成。

<sup>10</sup> 林(2008)、pp5-6参照。

注)道府県税は地方消費税を控除して算出。

そこで、税を徴収する際に比較・検討されるのが、徴収率のあり方についてである。徴収率とは、本来 1 年間に納付すべき金額(調定額という)に対し、実際に納付された金額(収入額という)の割合のことである。図表 6 では、この徴収率が自治体間でどのように推移しているのかを示している。近年、道府県は約 95~96%、市町村は 93~95% 近辺を推移している。一見すると、徴収率は国、地方ともに 90% を越えており、十分な水準にあるように思われる。しかしながら、本来 100% 納付されるべき税金が全て納められないことは、公平性の観点で大きな問題点である。しかも、この徴収率の算出にあたっては、図表 6 の現年課税分と滞納繰越分の 2 区分を比較・整理する必要がある。前者は当該年度限りの税金であり、後者は過去に納付されなかった分の税金である。現年課税分は道府県・市町村いずれも 99% に近い状態であるが、滞納繰越分は低いときは 10% 台、高いときでも 30% 台という極端な状態なのである。

地方自治体は、安定した税収確保に努めていくためには、徴収率を上げることを重要課題として考慮すべきである。そのためには、現年分はもとより過去の滞納分も含めてしっかり回収すべきであることは言うまでもないことである。その際に、大きく期待されているのが e-Tax および eLTAX の電子システムの利用である。既に検討・開始されている国税連携については、その効果の推計も行われている<sup>11</sup>。

これまで、国税と地方税の間で大きく異なる点は、地方自治体には国税専門官のようなスペシャリストが存在しづらいことであり、そのため自治体職員が自ら法知識やマニュアルを参考に業務遂行しなければならなかった。通常、自治体職員は役所内を 3~5 年辺りで転勤や配置替えが発生するため、国税専門官よりも税金の専門的スキル等が定着しにくいなどの問題点が指摘されている<sup>12</sup>。こうした問題点については、近年、自治体同士が協力して業務に当たる地域連合形態や国・都道府県・市町村による三税協力などが取り上げられている。実際に取り組みの成果などに注目していく必要がある。

#### 4. まとめと今後の可能性

電子申告・納税システムの導入から既に 10 数年を経て、今後はどのように推移していくのか。本稿では、システムと税務行政の現状と課題を整理し、筆者の見解も述べていく。

上述の通り、政府の規制改革推進会議では、ICT(情報通信技術)を活用した納税手続きの簡素化を求めている。また、財務省と国税庁は、企業が税務申告する際の e-Tax 利用を義務化する方向性で検討している(2019 年度実施予定)。こうした動きは、いずれも公民の税務作業を効率的に実施していくことを目的としている。個人・法人の利便性がますます向上することは大きな成果であり、さらなる発展を期待したい。

一方で、地方自治体にとっては、eLTAX の活用を根本的に見直して推進していく必要性が高い点を指摘する。確かに、利用件数は年々増加している。しかしながら、地方税の徴収率の点など従来指摘されている課題が依然として存在する以上、システムのあり方を検討する必要性は高いと考える。具

<sup>11</sup> 榎並(2010)、鈴木(2012)等参照。

<sup>12</sup> 伊多波・壁谷(2011)、鈴木(2008)等参照。



体的に、国・地方の徴収システムの共存について、もっと議論を活発にして試行錯誤を繰り返していくべきではないか。

例年、地方の歳入規模は約 100 兆円レベルであり、そのうち税収が約 3 割を占めている。少子高齢化に伴う社会保障費の増大などを背景に、地方の歳出水準は増加傾向にあり、地方税収の落ち込みや横ばいは結果的に国への依存度脱却に足かせともなりえることから、地方税制改革を含めた対応策は重要課題の 1 つと思われる。

上述の通り、税の電子システム導入から 10 数年を経て、現在は成熟期であると推測できる。国・地方自治体は、さらなる利便性の向上や業務効率化を目指して取り組んでおり、そのためには利用者や住民への説明責任(アカウントビリティ)といった課題を抱えていることも留意したい。私たちは、今後の取り組みに対して大きな関心を寄せて、動向に注視していく必要があるものと考えている。

## 参考文献

- 伊多波・壁谷(2011)「滞納と脱税を考慮する時の地方税滞納対策に関する研究」『経済学論叢(同志社大学)』第 63 巻第 1 号、pp29-63.
- 一般社団法人地方税電子化協議会ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)2017 年 3 月 24 日参照.
- 榎並利博(2011)『共通番号－国民ID－のすべて』東洋経済新報社.
- 岡本誠司(2010)「発展する eLTAX と国税連携開始」『地方税』2010 年 12 月号、地方財務協会、pp41-64.
- 規制改革推進会議(第 15 回)平成 29 年 4 月 14 日議事録概要.
- 国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>)2017 年 3 月 22 日参照.
- 鈴木潮(2008)「地方税滞納整理のための共同設置機構の現状と今後の展開－背景にある小規模町村の税務行政の実態－」『経済学研究(関西学院大学)』第 39 号、pp149-172.
- 鈴木潮(2012)「三税協力の実質化－住民税の所得税閲覧に関する国税連携の効果－」『経済学論及(関西学院大学)』第 65 巻第 4 号、pp175-197.
- 総務省編(2016)『地方財政白書(平成 28 年版)』.
- 土屋雅一(2011)「地方収受分の所得税確定申告書についての e-Tax の利用促進策」『税大ジャーナル』第 16 巻、pp109-130.
- 西村義行(2009)「新しい局面を迎えたエルタックス」『税』2009 年 3 月号、ぎょうせい、pp60-77.
- 日本経済新聞記事(2017 年 4 月 20 日朝刊).
- 林宜嗣(2008)「分権時代における地方税の効率化とその意義－財政的観点からその問題点と今後の行方を考える－」『税』2008 年 5 月号、ぎょうせい、pp4-19.

壁谷 順之(経営学部経営学科講師)